

議会をよみ

第199号(通巻第291号)

令和六年

島本町 二十歳のつどい



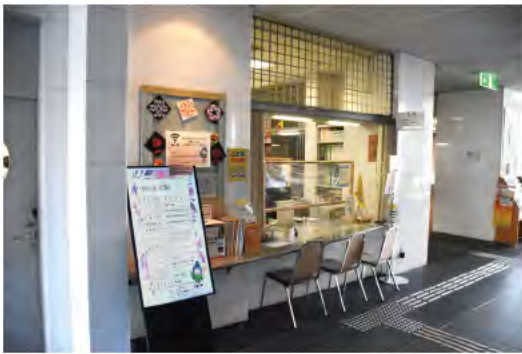
11月臨時会議
12月定例会議



島本町

11月臨時会議 議案関連写真 12月定例会

(各写真の番号は、3～5ページの議案と対応しています。)



指定管理者の指定が可決されたふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所
(写真上からふれあいセンター外観、ふれあいセンター受付窓口、緑地公園住宅集会所)

2



工事請負契約の変更が可決された旧町立やまぶき園
(写真上が解体工事前、写真下が解体工事中の様子)

1

報告案件

11月臨時会議及び12月定例会議では次の2件の報告を受けました。

(11月臨時会議)

令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

町立中学校における生徒指導事案に関わって教育長が行った学校長等の関係者への指導及び事実確認の際に、教育長が不適切な言動を行ったことについて、議員に報告した内容と令和5年町議会9月定例会議の民生教育消防常任委員会での質疑において教育長が行った答弁とに大きな差異があること等を主な理由に、賛成少数で令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算が不認定とされた。

また、同定例会議において、「教育長の『不適切』な言動の事実を明らかにすることを求める決議」が賛成多数で可決された。

町としては、議会での審議結果を踏まえ、令和5年町議会11月臨時会議に、「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」及び「令和5年度島本町一般会計補正予算(第6号)」を提出し、これらを可決いただいたら、速やかに第三者機関として「島本町特別職の職員の不適切な行為等に関する第三者調査委員会」を設置することとしたので、報告する。

(12月定例会議)

損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

決 案 議 議

11月臨時会議と12月定例会議の議案の概要と議決の結果は次のとおりです。

議案の名称

議案の概要（人事案件については、議会で適任とされた方の氏名【敬称略】と再任・新任の別、補正予算については、主な項目と金額）

議決の結果

11月臨時会議

工事請負契約の変更について

名 称：旧町立やまぶき園解体工事

契約金額：変更前 64,241,100円

変更後 65,899,900円

可決（全員賛成）

【写真1】

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

附属機関を新たに置いたため、所要の改正を行うもの。

可決（賛成多数）

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

令和5年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正するもの。

可決（全員賛成）

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

令和5年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

可決（全員賛成）

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するもの。

可決（全員賛成）

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

令和5年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

可決（全員賛成）

令和5年度島本町一般会計補正予算（第6号）

特別職職員不適切行為等第三者調査委員会委員報酬

（89万3千円）

物価高騰対策支援金

（2億2400万円）

可決（全員賛成）

令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

可決（賛成多数）

令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

可決（全員賛成）

令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

可決（全員賛成）

令和5年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）

可決（全員賛成）

令和5年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

可決（全員賛成）



12月定例会議

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（2件）

上田 秀樹（再任） 藤尾 雅子（再任）
適任（全員賛成）

島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について

指定する団体：シダックス大新東ヒューマンサービズ株式会社
代表取締役 山田 智治

指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

可決（全員賛成） 【写真2】

島本町手数料条例の一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

可決（全員賛成）

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

可決（全員賛成）

◀ 次のページ1段目へ続きます

※原稿は、発言した議員の責任において作成しています。

※議長と監査委員は、職責上個人の判断で一般質問を控えています。

一般質問



12月定例会議では11人の議員が一般質問を行いました。紙面の都合上、要約して掲載します。



福嶋 保雄
インバウンドを活用したにぎわい創造の再始動を

問 島本町は令和元年度、非常に来客数のあるサントリー山崎蒸溜所であり、観光客を駅前への周遊につなげたなどの考えを示された。取組と現状を問う。
答 課題解決の方向性として、地域価値である自然と文化性に高感度なイノベーター層をターゲットとし、人的資源の発掘、人的資源から生まれること興しやものづくりの開発から着手。人材の発掘事業は「島本とこの人。」こと興し事業は、島本ジビエ、後鳥羽上皇関連イベント、タヴェルネット・シマモト、島本ダブルタッチフェスタとウイスキー1000年フェスティバルが開催された。「タウンプロモーション戦略」は、フォトブックなどを活用し、メディアリリースなど積極的に地域の魅力発信に努めている。

問 全国、全世界から蒸溜所に来られる方たち、島本町でしかできない体験の仕掛け作りの必要性を問う。
答 体験プログラムの事業化や飲食店への誘導は、望ましいものであると考える。

問 今後の取組を問う。
答 町の魅力をインターネットで事前周知することや、蒸溜所周辺で知っていただくための仕掛け作り、蒸溜所と各施設とのアクセスの向上などが課題。旅行会社や公共交通機関をはじめ、様々な民間事業者と連携しながら、インバウンド観光客への対応についても適宜取り組む。

問 開発された土産物や蒸溜所来訪者への店の案内が必要と考える。
答 蒸溜所内に来られた方全体に周知できる方法については、蒸溜所と協議の必要がある。

島本町火災予防条例の一部改正

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

可決（全員賛成）

令和5年度島本町一般会計補正予算（第7号）

公共施設整備積立基金積立て

（2億1601万7千円）

緑地公園住宅補修工事

（236万8千円）

可決（全員賛成）

令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

可決（全員賛成）

令和5年度島本町一般会計補正予算（第8号）

介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金

（450万円）

民間保育所等物価高騰対策支援給付金

（190万円）

可決（全員賛成）

島本町国民健康保険条例の一部改正

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

可決（全員賛成）



中嶋 洵智
子どもたちのためには是非とも町営プールを！

問 真夏の異常気象によって子供たちの遊び場が限られてきている。多くの自治体には公営プールがあるが本町では町営プールの復活はできないのか。

答 町立体育館の水無瀬川緑地公園への移転整備を前提に、プールも含めたスポーツ施設の整備を検討中である。

問 スポーツ施設の整備までの期間、小さな子供たち専用の移動式簡易プールを運営することはできないか。

答 移動式の簡易プールを運営すると公園や町有地への設置が前提となるが、安全面や財政面の課題があると認識している。

問 夏場になると水無瀬川で子供たちが泳いでいるが、未就学児のような小さな子供にとって、自然の川はまだ危険であり安心して遊べない。そこで、東

大寺公園の高架下に小さな子供専用の簡易プールを設置できないか。

答 先ほどの課題に加え、大阪府との協議も必要となる。また厚生労働省の遊泳プールの衛生基準に基づいた管理が必要となり、監視員の配置や定期的な水質管理など課題が多いものと認識している。

問 夏場は「どこで子供を遊ばせたらよいか」が課題になっている。町内にプールがあれば、子育て世代にとって夏の遊び場の選択肢の一つ増え、大変助かると思われるが、町長はどう考えるか。

答 本町の公共施設において、夏場における子供たちの遊び場の確保の必要性は認識している。様々な視点から可能な対策について検討を重ね、夏場における子供の遊び場の確保に努めていきたい。



大久保 孝幸
島本町の高齢者移送サービスについて

問 現状の移送サービス助成事業の課題をどのように考えているか。また、介護タクシーを含めたタクシー不足などの影響はないか。

答 本年2月に、高齢者を対象に実施した次期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査においても、「外出に際する困りごと」の設問において、「配車時間がかかる」「台数が少ない等によりタクシーが利用しにくい」の選択肢を約2割の方が選択されており、これらのことから、タクシーの不足や利用しにくさ等については、当該事業の運用に当たっての大きな課題であると考えている。

問 ふれあいバスの停留所に簡易な表示や時刻表などを設置することは可能か。

答 福祉ふれあいバスは、道路運送法上の規

制対象外の無償での運行であるから、バス停を設置することはできない。

問 早期に地域における移動手段を確保するために、市町村が自ら道路運送法上の登録を受けて自家用有償旅客運送による移送サービスを提供することが、今後の検討課題になると考えるが、本町の見解を伺う。

答 国においても、ライドシェアについて超党派で勉強会が立ち上げられるなど、今後、国レベルでも検討が進められていると認識していることから、本町においても、国の動向や先進自治体の取組を注視し、様々な視点から検討する。

その他の質問項目
▼島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」について



戸田 靖子
学童保育室指導員の働き方改革

問 令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当を支給する考えはあるか。

答 地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、任期が6か月以上でかつ週当たりの所定労働時間が20時間以上の職員に対し支給できるよう事務を進めている。正規職員と同じ支給月数とする場合、影響額は年間約6300万円になる見込み。財源の一部に地方交付税措置が講じられる予定である。

問 会計年度任用職員の多くは女性。女性の経済的自立、单身世帯の高齢化を考える上で、格差是正は喫緊の課題という認識があるか。

答 男女共同参画や女性の活躍推進を目指す観点から、引き続き処遇改善及び正職員との格差是正に努めていく必要があると認識。
問 JR島本駅西開発

により、第三小学校学童保育室の待機児童を懸念する声がある。「島本町教育環境保全対策区域の指定」に基づき、

答 令和5年度においては、第一及び第二小学校区を対象区域とすることが妥当であると判断し、公表している。第三小学校については児童数が増加傾向にあるものの、現時点で転用可能教室数に余裕があり、直ちに施設の不足による待機児童が生じることはないかと判断。将来的に対象区域に指定する可能性が高い地域として注視していく。なお、校区内において、令和7年度から民間学童の開設に向け、準備を進めている。

その他の質問項目
▼島本町歴史文化資料館における史料・古文書の収集と活用 ほか



中田 みどり
有機フッ素化合物（PFAS）汚染について

問 身近で幅広く使用されているPFAS（ペーファス）のうち、PFOS（ペーフォス）、PFOA（ペーフォア）は発がん性が指摘され、

答 令和5年度においては、第一及び第二小学校区を対象区域とすることが妥当であると判断し、公表している。第三小学校については児童数が増加傾向にあるものの、現時点で転用可能教室数に余裕があり、直ちに施設の不足による待機児童が生じることはないかと判断。将来的に対象区域に指定する可能性が高い地域として注視していく。なお、校区内において、令和7年度から民間学童の開設に向け、準備を進めている。

備なし。本町の施設では低減効果は見込めず。
問 設備の導入は。
答 施設改修に数十億円の設備投資が必要で莫大な費用がかかる。
問 PFOAが本町で検出される原因は何か。
答 工場、事業所、下水処理場等の排出による影響が大きいとされるが、これらが本町の井戸周辺等でないことから原因の特定は困難。
問 大気中に出たPFOAが風で拡散して土壌に沈着、地下水を汚染するなら、汚染源は下流等もあり得る。今後の調査の充実は。
答 測定場所の拡充を視野に入れていく。
問 農作物に利用の水路の元も調査すべき。
答 検討する。
問 離宮の水の調査は。
答 今年度に離宮の水保存在が検査を行う予定。※ng/L11Lあたり10億分の1g



川嶋 玲子
子育て支援事業のさらなる充実について

問 子ども医療費助成制度について、府内の10町村及び三島プロック3市（高槻・茨木・摂津）の状況を伺う。

答 本町以外は、全て18歳年齢到達年度末まで助成している。
問 高槻市とは医師会が同じである。本町のみが実施できていない状況について、町長はどのように感じているのか。また、優先度については、どのように考えているのか伺う。
答 府内の多くの市町村が助成対象を拡充していることは承知している。優先度は高いものと考えているが、財政負担等を勘案し判断したいと考えている。
問 学校給食費無償化について、令和5年度の三島地域4市と府内町村の取組状況を伺う。
答 高槻市は小中学校とも恒久的な無償化、茨木市は小学校が無償

化、吹田市は小学校が無償化、中学校が半額無償化、摂津市は値上げ分のみ公費負担である。府内町村は、豊能町は中学校が無償化、小学校が増額分を公費負担、その他の町村は全て無償化である。
問 物価高騰が止まらない中、影響は大きいものと考えている。格差解消を目的とした支援をすべきと考えるが、町長の見解を伺う。
答 可能な限りの必要な措置を行いたい。
問 ヤングケアラーについて、実態調査を実施したのか伺う。
答 小中学校のアンケート調査に質問項目を設け把握に努めた。実態調査については、今後調査・研究し検討する。
問 認知度の向上が大切である。取組を伺う。
答 ポスターを学校に掲示し、アンケートで早期発見に努めている。



山口 博好
補助金交付団体について

問 補助金を交付する基準について伺う。

答 各団体の設置目的が異なることから、一律に答弁することは困難だが、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ補助対象者が自助努力をもってしてもなお不足する経費を補助することが原則である。補助の趣旨・目的が適切か、重要性や緊急性があるか、適切かつ有効な効果を期待できるか、補助対象者の性格・活動状況が適正か、他の用途に流用される危険性がないかなどを審査し、補助金の交付決定を行っている。

問 補助金の適正運用に関する指針が改正された経緯を伺う。

答 令和5年2月に改正した内容は、コロナ禍において、各団体が思うように事業を実施できなかったことにより、各種団体等への補助金が次年度へ繰越しされる事例が多く散見されたことが、監査委員からその在り方についての質疑がなされ、当該指針の見直しを行い、具体的には繰越・積立が認められない主な事例を明記したものである。

問 補助金の使用できない使途はあるか。

答 指針では、人件費、交際費、慶弔費、食糧費、研修費、寄附金、補助金、その他社会通念上公金を支出することが適当でない経費については、補助対象外と定めている。

問 自主財源と補助金がある場合、順序としてどのように充当し、残金があればどうするか。

答 原則として、まず自主財源を充当していただき、次に補助金を充当、残額は返還いただくものと考えている。

問 令和5年2月に改正した内容は、コロナ禍において、各団体が思うように事業を実施できなかったことにより、各種団体等への補助金が次年度へ繰越しされる事例が多く散見されたことが、監査委員からその在り方についての質疑がなされ、当該指針の見直しを行い、具体的には繰越・積立が認められない主な事例を明記したものである。



野口 日利美
不登校児童とフリースクールについて

問 全国的に不登校児童数が増えていると聞いた。島本町において、不登校の現状はどのようになっているのか伺う。

答 全国的に不登校児童数が増えていると聞いた。島本町において、不登校の現状はどのようになっているのか伺う。

問 不登校児童生徒数は、令和4年度においては全国で約30万人となっており、大阪府の小中学校においても、全ての学年で増加している。本町の現状としては、令和4年度末まで98人となっており、主たる原因としては、無気力・不安が最も多くなっている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、チーム学校として一人一人に寄り添って対応している。

問 本町にもフリースクールが開設されたそうだが、詳しく教えてください。

答 フリースクールとは、「不登校の子供に対して、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」で、令和5年10月に本定義に該当する施設が開設された。指導スタッフ、施設、設備、家庭との関係、学校・教育委員会との関係などを確認し、総合的に判断した結果、フリースクールで過ごす時間を在籍学校の出席扱い可能としている。

問 フリースクールの利用料について伺う。

答 フリースクールは民間の施設であるため、施設やコースにより大きく異なる。平成27年度の文部科学省の調査によると、月額授業料は全国平均で3万3千円となっており、本町の児童生徒が利用している町外を含めた6つのフリースクールの月額授業料は、最大で12万円、平均は約5万8千円となっている。

問 「誤解を与えるおそれ」とは、具体的に住民が何について、どのような誤解をされると考えるのか伺う。

答 具体的には、「誤解を与えるおそれ」とは、具体的に住民が何について、どのような誤解をされると考えるのか伺う。



永山 優子
「島本町手数料使用料見直しの方針」に住民意見の聴取を

問 島本町使用料・手数料見直しに関する基本方針（以下「方針」という。）の策定に当たり住民に中間報告を行わなかった理由を伺う。

答 作成途中の資料を公表することで住民の皆様が誤解を与えるおそれがあり、中間報告は行っていない。方針については、策定後、ホームページで公表し、周知に努めた。

問 「誤解を与えるおそれ」とは、具体的に住民が何について、どのような誤解をされると考えるのか伺う。

答 具体的には、「誤解を与えるおそれ」とは、具体的に住民が何について、どのような誤解をされると考えるのか伺う。

問 具体的に申し上げることはできかねるが、受益者負担の考え方など、町の方針として確定していない事項の公表を差し控えたもの。

答 具体的には、「誤解を与えるおそれ」とは、具体的に住民が何について、どのような誤解をされると考えるのか伺う。

問 具体的な言えないのは漠然とした危機感だからではないか。確定していないことの公表を差し控えたと言う

答 具体的には、「誤解を与えるおそれ」とは、具体的に住民が何について、どのような誤解をされると考えるのか伺う。



平井 均
家庭ごみの戸別収集の検討状況について

問 令和4年9月会議において、家庭ごみの戸別収集について一般質問を行った際、「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」を参考に、費用対効果も含め、個別の支援制度について検討すると答弁しているが、今日までの検討状況について伺う。

答 現在の検討状況としては、全ての方々を対象とした戸別収集のみならず、対象要件を絞り、介護が必要で、ごみ出しが困難な独居の高齢者などのみを対象にした場合のコスト比較や収集体制、近隣自治体の取組状況などの調査を行っている。

問 高齢者やごみ出しが困難な方に対象者を絞り込んだ場合の課題について伺う。

答 ごみ出しが困難な高齢者の中でも、介護サービスにおける要介護状態区分について、

どの区分の方を対象とするのか、高齢者や障害者、さらには対象者の絞り込みとは関係なく、狭隘な道路沿いに隣接する家屋への収集方法など課題がある。

問 近隣自治体において、ごみ出しが困難な高齢者等への支援策について伺う。

答 近隣自治体で、支援策を実施しているのは、茨木市・吹田市・摂津市で、要介護度や年齢基準をはじめ、様々な利用要件を設けている。

問 課題が多くても、ごみ出しが困難な高齢者等にとっては切実な問題であり、行政の支援は必要であると考えますが、見解を伺う。

答 ごみ出しが困難な方々への支援策の検討は一定必要であると考えている。引き続き課題を整理し、検討を重ねてまいりたい。



伊集院 春美
翌年度に向け保育関係や「こども誰でも通園制度（仮称）」

問 政府・国は、こども誰でも通園制度（仮称）を創設される。全国的な制度とするべく、未就園児のモデル事業を拡充している状況から本格実施を目指しているが、本町の見解は。

答 本町では、当該事業の実施場所の候補となる現存の教育・保育施設での受入れの可能性や実現方法について調査を行っているところ。今後、本格実施となる際には、円滑に開始できるように引き続き調査研究を行っていく。

問 こども未来戦略方針より、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付も創設される。本町としても人員や財政など苦心しながらの中で「就労要件を問わず」となる

と、現在のニーズでいっぱいでもあり厳しいが、制度の意義は子供たちにとってどうか。

答 こども誰でも通園制度の意義は、在宅で子育てをする世帯の子供が家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること、子供の専門的な理解を持つ人から子供の良いところなどを聞くことにより、保護者にとって新たな気づきを得たりするなど、子供の育ちや保護者との子供の関係性にも関わっていきことなど、就園していない子供の育ちを支えるための制度であると理解している。

その他の質問項目
▼就学前児童に対する幼児教育・保育について▼配偶者等からの暴力への対策の強化について

議会を傍聴しませんか

令和6年島本町議会2月定例会議

開議予定時間はいずれも **午前10時** です。

本 会 議（役場3階議場）

2月27日（火）、28日（水）、29日（木）
3月4日（月）、26日（火）

総務建設水道常任委員会（役場3階委員会室）

3月6日（水）、7日（木）、8日（金）

民生教育消防常任委員会（役場3階委員会室）

3月11日（月）、12日（火）、14日（木）

※新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴定員を減らす場合があります。

自家用車での来庁について

新庁舎建設工事に伴い、役場中庭の駐車場が使用できないことから、駐車可能台数が大幅に少なくなっています。

傍聴のために来庁される際は、公共交通機関や徒歩、自転車等をご利用いただき、自家用車での来庁をお控えいただきますよう、ご協力よろしくお願いします。

